

日本ソフトパラフェンシング協会 会員規程

日本ソフトパラフェンシング協会定款（以下「定款」という）第 3 章会員及び組織の規程に基づき、会員資格の取得・喪失等に関する規程を次のとおり定める。

第 1 条 会員区分と会費

入会希望者は、以下に定める区分に従い理事会の承認を得た上で会費を納入しなければならない。

- (1) 賛助会員（スポンサー） 一口 30, 000 円（年）
- (2) 団体会員 10, 000 円（年）
- (3) 個人会員 10, 000 円（年）

2 会費の変更を行うに当たっては、総会の議決を経なければならない。

第 2 条 会員の権利と特典

会員は、協会の活動に参加する権利を有すると共に、広告・広報等で協会ロゴマーク・写真を使用することができる。

第 3 条 会員の期間

会員の期間は、4 月 1 日～翌年の 3 月 31 日までとする。会期中の入会であっても会費は減額しない。また会期中で退会した場合であっても会費は返却しない。

第 4 条 資格登録更新

会員は、会費を支払うことで会員資格を継続することができる。

第 5 条 資格喪失及び除名

以下の各号に該当する場合は、会員資格を一時停止とし、資格停止処分について警告する。警告後には是正されずに継続している場合には除名する。

- (1) 宗教活動、宗教団体への勧誘行為、政治活動、政治団体への勧誘、ネットワークビジネスへの勧誘、保険の勧誘等の行為をほかの会員に行った場合
- (2) 協会への事前の許可なく協会の SNS グループ・メーリングリスト内、または協会の主催するイベント・セミナー等において営利活動を行うこと。

第 6 条 会員名簿

協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、事務局に備え置くものとする。

2 会員名簿は、協会の会員サービス等の目的に限って使用するものとする。

第 7 条 雑則

会員の資格に関し、この規程に定めのない事項については、理事会の決定によるものとする。

附則 1. この規程は、2022 年 12 月 1 日から施行する。